



医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

No.39 2010年2月

持参薬の不十分な確認

入院の際、持参薬の確認が不十分であったため、患者の治療に影響があった事例が9件報告されています（集計期間:2006年1月1日～2009年12月31日、第10回報告書「個別のテーマの検討状況」（P60）に一部を掲載）。

入院の際、持参薬の確認が不十分であったため、患者の治療に影響があった事例が報告されています。

不十分な確認の内容	件数
持参薬の有無を確認しなかった	2件
持参薬があることは確認したが、 薬剤名を確認しなかった	2件
持参薬の薬剤名は確認したが、 用法・用量を確認しなかった	5件

持参薬の不十分な確認

事例 1

医師は、肺炎治療の目的で緊急入院した患児にメロペンを4日間静脈投与した。退院翌日、強い不穏症状が現れ、患児は他院を受診し、「バルプロ酸ナトリウムを服用中にメロペンを投与したため、バルプロ酸の血中濃度が下がり不穏症状が生じた可能性がある」と説明を受けた。入院時の紹介状やカルテの現病歴欄には、患児が持参薬として抗てんかん薬を服用している旨が記載されていたが、担当医は薬剤名を把握していなかった。

事例 2

患者は、前医の紹介状と最終受診日の処方せんを入院時に持参した。その処方せんによると、複数の薬剤が6週間処方されており、そのうち、アルケランとプレドニンは処方日から8日目を開始日として4日分処方されていた。患者は、アルケランとプレドニンを4日間服用した翌日に当院に入院した。主治医は、紹介状と処方せんを見た結果、アルケランとプレドニンを7日分継続処方し患者に投与した。その後、更に継続投与する指示を出した際、薬剤師が疑義照会した。確認すると当該薬剤はMP療法のため4日間のみ内服する薬剤であり、7日間過量投与したことがわかった。

事例が発生した医療機関の取り組み

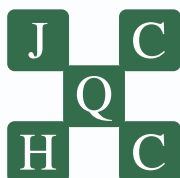
・患者の持参薬を必ず確認する。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業（厚生労働省補助事業）において収集された事例をもとに、当事業の一環として専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。

<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252（直通） FAX：03-5217-0253（直通）

<http://www.jcqhc.or.jp/html/index.htm>